

マイナポイントについて

マイナンバーカード（個人番号カード）を作成し、キャッシュレス決済サービスにチャージまたは買い物をする最大 5,000 円分のポイントが還元されます。

第1弾は2020年6月から2021年12月まで実施し終了しております。

現在、2022年6月30日から始まった第2弾では、マイナンバーカードを既に持っている方で、第1弾でポイントを申請されていない方これからマイナンバーカードを作る人がポイントもらうことができます。最大20,000円のポイントを得るにはどうするか説明いたします。

第2弾のマイナポイント全額20,000円を全てもらうための要件は3つあります。



要件1. マイナンバーカードの作成

マイナンバーカードを作成し、マイナポータルに登録すると最大5,000円

相当のポイントがもらえます。

キャッシュレス決済サービスに登録しチャージまたは買い物してその利用額の25%、最大5,000円分がキャッシュレス決済手段として還元されます。

なお第1弾でポイントもらった方は対象にはなりません。また買い物した締め日の翌月のポイントとして還元されますのでポイント利用できるまで時間はかかります。

キャッシュレス決済で20,000円以上買い物すると利用額の25%のカード等のポイントが還元されてのちのちそのポイントで5,000円分の買い物が出来るといった方がわかりやすいと思います。

要件2. マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすること

マイナンバーカードに健康保険証の情報を紐づければ、7,500円分のポイントがもらえます。

こちらキャッシュレス決済手段に充当できません。

情報の紐づけについてはとても簡単でログインすれば自動で登録が済みます。

要件1のキャッシュレス決済が済んだときの上乗せとなります。



要件 3. 公金受取口座を国に登録する

公金受取口座とは、緊急時の給付金、児童手当、年金など国からの給付金を受け取る口座をマイナポータルに登録しておけばもらえます。登録することで、7,500 円分のポイントをもらうことができます。こちらもキャッシュレス決済手段に充当できます。

要件 1 のキャッシュレス決済が済んだ時の上乗せです。



これらのすべての要件を満たすと最大 20,000 円相当のポイントを受ける権利が発生します。

既にマイナンバーカードをお持ちでマイナポータルの登録はされていない方についてはぜひこの際に登録することをお勧めします。

マイナポイントの受け取り方

スマートフォンに**マイナポータル**というアプリをダウンロードします。

あわせて**マイナポイント**というアプリをダウンロードします。

パソコンとカードリーダーでも行うことは出来ます。

アプリ起動の際は事前登録をした 4 桁の暗証番号を使用します。

アプリログインの際は必ずスマートフォンの **NFC 機能** でマイナンバーカードを読み込みます。(スマホをマイナンバーカードにくっつけば読み込みます。)



マイナポータルに公金受取口座を登録します。入力の際は金融機関の情報がわかる通帳等が必要です。

事前に受け取りたいキャッシュレス決済サービスを選びます。

あとはマイナポイントアプリを起動してトップ画面の「申し込む」をすればできます。

その後、選んだ決済サービスのポイント還元条件(チャージ or 使用)を確認し、利用すればポイントが還元されます。最大 5,000 円分のポイントをもらうためには 20,000 円分のチャージがカード決済が必要です。

マイナンバーカードを新規に取得した人は、キャッシュレス決済サービスを登録しただけでは、ポイントはもらえません。チャージや買い物をする必要があるので注意が必要です。しかし、上限 5,000 円が付与されるための金額(= 20,000 円)を一気に使う必要はありません。累積で 2 万

月に達した月の翌々25日頃にポイント還元されます。

マイナポイントは全国民が対象です。未成年者でも個人番号を持っていれば申請できポイントはもらえますが、ポイントは親（扶養義務者）が受け取ることが出来ます。ただし親が自分のマイナンバーカードに紐づけたキャッシュレス決済手段を使用することは出来ません。親名義の別のキャッシュレス決済サービス口座で登録を行うことになります。

また、子供のキャッシュレス決済サービス口座を開設し子供のマイナンバーカードに紐づけする必要があります。

通常もらえるマイナポイントの他に、カード発行者が独自のキャンペーンをやっているキャッシュレス決済サービスがあります。それにより条件があればポイント上乘せが得られます。より有利な条件を見つけたい方は比較サイトを見ると良いかと思えます。

便利な機能

健康医療分野から医療費の集計と薬剤の集計が出来ます。この二つを集計すると医療費控除の集計に役立ちます。

医療費控除集計結果は電子申告する際の確定申告書にリンクする予定です。

薬剤の集計は処方箋の情報が掲載されており、いずれおくすり手帳の代わりになるかもしれません。

コロナワクチン接種証明書の取得が出来ます。

年金定期便の情報がみられます。

上記は全て PDF 化することが出来ます。

アプリを起動しログインする際はスマートフォンと最初に必ずマイナンバーカードを読み込ませます。

マイナポータルにログインをすると同時に登録したメールアドレスにログインしていることを通知するメールが届きます。これにより不正利用された場合は早く気が付くことが出来ます。



確定申告について

マイナポイントですが、ほとんどの方は確定申告時にマイナポイントの申告は不要となります。

このマイナポイントにより得られる所得は一時所得になります。

同じ年に保険金の解約や住まいの給付金等をいただいた方については申告する方もいるかもしれません。該当しそうな方につきましては申告時にお声がけは致します。

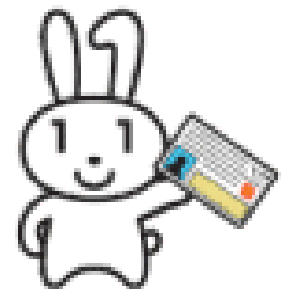
参考に以下は国税庁 HP より

Q

マイナポイントを付与された場合は所得税の課税対象となりますか。

A

マイナンバーカードを新規に取得した方等に付与されるマイナポイントや、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みまたは公金受取口座の登録を行った方に付与されるマイナポイントは、「通常の商取引における値引き」とは認められませんので、その経済



的利益は一時所得として所得税の課税対象となります。

一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額 50 万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間 50 万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。

マイナポイントがもらえる期限について

マイナポイントがもらえるマイナンバーカードの交付申請期限は 2022 年 9 月までです。

また、マイナポイントの申込期限は 2023 年 2 月末となっております。つまりチャージまたは買い物 2023 年 2 月末までに行わないとマイナポイントがもらえないことになります。

最低賃金の改定

2022 年度の地域別最低賃金の改定は全国全て増額で、前年度より平均 31 円の増加です。最高額は東京都で 31 円増加の 1072 円となりました。次いで神奈川県が 31 円増加し 1071 円となりました。大阪府は 31 円増加して 1023 円、愛知県は 31 円増加し 986 円となりました。

47 都道府県全て増加で、30 円～33 円の引上げでした。

引上げ額は以下のとおりです。

30 円増 11 県

31 円増 20 都道府県

32 円増 11 県

33 円増 5 県

最低だった沖縄県と高知県が 33 円増加して 853 円となり佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の九州 5 県及び愛媛県、高知県

の四国 2 県、合計 7 県が 853 円となりました。

改定額の全国加重平均額は 961 円(昨年度 930 円)でした。全国加重平均額 31 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額です。



最も高い東京都と最も低い地域(沖縄県、高知県などの 7 県)の金額の差は 219 円となりました。

最高額(1,072 円)に対する最低額(853 円)の比率は、79.6%となり(昨年度は 78.8%)なり地域格差の比率は 8 年連続の改善となりました。

2022 年 10 月以降に適用されます。

その他の関東地方の最低賃金は以下となりました。

最低賃金	単位：円			
	2022年	2021年	増加額	発効予定日
東京都	1072	1041	31	10月1日
神奈川県	1071	1040	31	10月1日
埼玉県	987	956	31	10月1日
千葉県	984	953	31	10月1日
栃木県	913	882	31	10月1日
茨城県	911	879	32	10月1日
群馬県	895	865	30	10月8日

(担当 芝事務所 山本)